

## 今週の主な News

1. 2023 年度全まちの開催に向けた準備状況
2. 第8回女性とまちづくり研究会の開催案内
3. 第1回 JSURP オープンデイ&J's カフェの開催報告
4. 2023 年度認定都市プランナー認定審査について

### ■2023 年度全まちの開催に向けた準備状況

#### ★2023 年度全国まちづくり会議 in 東京ちよだの開催概要

- ・開催日時: 10月7日(土)、8日(日)
- ・開催場所: 明治大学駿河台キャンパス
- ・テーマ: これからのまちづくりの担い手

#### ★2023 全国まちづくり会議第2回実行委員会開催予定

- ・日時: 4月24日(月) 18:30~20:00(予定)
- ・会場: 明大駿河台キャンパス研究棟 4階第一会議室  
[http://www.jafame.jp/dl/kaijo\\_annai\\_2013\\_3\\_30.pdf](http://www.jafame.jp/dl/kaijo_annai_2013_3_30.pdf)

・会場下見: 17:50~18:10

・懇親会: 委員会開催後に予定(会費: 3,000円/人程度)

#### ★2023 全まち 個々のセッション等の企画募集

- ・個々のセッション等は例年、実行委員会が企画実施するセッションと、研究会や会員等が企画案を持ち込むもので構成されます。
- ・研究会や会員等による持ち込み企画は、5月以降に具体的な募集要項を公表して実施をお願いします。

### ■第8回女性とまちづくり研究会の開催案内

今さらの少子化ですが、女性とまちづくり研究会でも、どう考えていくのか議論できればと思います。地方都市での起業と子育てに取り組む男性の話聞いて、考えてみようということになりました。奮ってご参加ください。

#### 【開催概要】

日時: 5月23日(火) 20時~21時半

テーマ: 男性の子育てと地域の居場所

話題提供: 高野哲矢さん(福井県小浜市在住)

JSURP 理事、アンドプレイス代表社員

TEtoKI 店主: 若狭おばまの食と暮らしを愉しむ店

<https://and-place.co.jp/>

略歴: 1984年東京都練馬区生まれ、7歳と5歳の男児の父

工学院大学卒、(株)都市環境研究所、株式会社まち

づくり小浜を経て現職

開催方法: オンライン

申込み: <https://forms.gle/Nj1TdfosXZDrVJiE6>

参加費: 無料

【問合せ先】北本美江子 [QYA00763@nifty.com](mailto:QYA00763@nifty.com)

### ■第1回 JSURP オープンデイ&J's カフェの開催報告

#### ★第1回 JSURP オープンデイ

2020年5月のJSURPの現オフィス・会議室への移転以降新型コロナ禍の影響により、一般会員や関係者によるJSURP オフィス活用はほとんどありませんでした。コロナ禍が落ち着いてきた現状を踏まえ、オフィス活用の第一歩として4月13日(木)の午後3時頃から「JSURP オープンデイ」を行いました。ウェブニュースで今日の集まりを知って初めてJSURPを訪れた方(諸岡さん)や福井県小浜市から来訪した高野さんなど10名強が三々五々集まり、近況報告など交流を深めました。

今後も月1度程度の頻度で開催する予定です。東京出張や都心での打合せ等の折に気軽にお立ち寄りください。



#### ★J's カフェ 2023「緊急報告 トルコ・シリア地震」

JSURP オープンデイに引き続き18時30分より23年度最初のJ's カフェをハイブリッドで開催しました。ゲストスピーカーは三船泰道さん(JSURP 会員)、テーマは2月のトルコ東部大地震を地震の2週間後に現地に単身乗り込んでの多数の現地写真と取材成果でした。

被災直後の多数の写真から、日本における一般的な震災被害と全く異なる中高層建築物の崩壊崩落の様相や、被災者を収容する避難所のあり方、被災者の表情、そして支援ボランティアの状況など、生々しい現実の一端を知ることができました。



## ■2023 年度認定都市プランナー認定審査について

2023 年度(令和 5 年度)の認定都市プランナー及び認定准都市プランナー認定審査の実施要項は 5 月 1 日公表の予定です。**認定審査受付～登録までの日程、受験資格、必要書類等は 5 月 1 日公表予定の実施要項**で確認してください。

### ★23 年度制度改革—受験資格対象者拡大—のあらまし

#### 1) 従来の受験資格対象者

##### 1. 認定都市プランナー

都市計画分野における実務経験が 15 年以上の都市計画実務専門家で 3 団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー 2 名から推薦を受けた民間機関等に属する者及び専ら個人で都市計画実務専門家として活動を行っている者

##### 2. 認定准都市プランナー

都市計画分野における実務経験が 5 年以上(の都市計画実務専門家)で、3 団体のいずれか、もしくは認定都市プランナー 2 名から推薦を受けた民間機関等に属する者

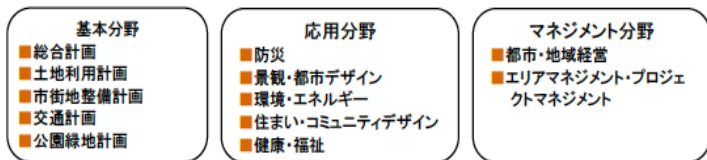
#### 2) 23 年度改革による受験資格対象者拡大

22 年度までは、認定都市プランナー認定審査の受験資格は、都市計画 4 団体に所属しそれぞれからもしくは認定都市プランナー 2 名の推薦を受けた、民間機関等に属する及びフリーランスの個人事業主で一定以上の実務実績がある方としてきました。

23 年度からは、民間に限定されてきた受験資格に加え、**国や地方団体に属する行政職員及び大学等の教育研究機関に属する学識経験者の方々**も受験が出来るようになりました。なお、推薦条件及び書類審査において一定数以上の実務実績件数が必要であることから、実務実績件数として認める「実務」と「責任のある立場の実務」(認定都市プランナーの場合は必須的条件)の具体的内容の定義を別途定め、5 月 1 日公表予定の実施要項で案内します。

### ★認定都市プランナー制度とは

認定都市プランナー制度は、2015 年 10 月に創設された制度で、一般社団法人都市計画コンサルタント協会が公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、特定非営利活動法人日本都市計画家協会(以下 4 団体)と連携して、都市計画の実務専門家を認定する制度です。また、登録する専門分野の実務実績を重視した認定審査を実施しています。都市計画 12 分野のうちひとつを選択し、専門性を明らかにしたうえで認定審査を行います(認定准都市プランナーのみ、専門分野を選択しないで認定申請をすることが可能です)



2022 年 12 月末現在、認定都市プランナー 473 名、認定准都市プランナー 189 名の方々が資格登録しています。また、2021 年 2 月に**国土交通省の技術者資格登録制度に**登録されました。これにより、国土交通省の総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて 制度の活用が進められています。さらに、地方公共団体の発注業務においても、国土交通省よりこの制度の活用を図ることが周知されています。

## ★審査の流れ

### 1) 受験に必要な書類の入手方法と提出

・都市計画コンサルタント協会のホームページから推薦を受けようとする方法を選択したうえで、推薦書および申請書類をダウンロードして下さい。

(<http://www.toshicon.or.jp/certified>)

・申請書類に記入したのち、それぞれが指定する推薦者の署名捺印をもらって提出して下さい。

### 2) 審査の流れ

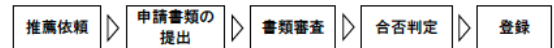
認定都市プランナー及び認定准都市プランナーにおける審査の手順は下記の通りです。認定准都市プランナーは、口頭審査を行いません。

認定都市プランナーは書類審査に加えて、口頭審査により合否判定をします。

#### ■認定都市プランナー



#### ■認定准都市プランナー



## ★認定都市プランナー制度が定める実務実績とは

受験資格対象者を拡大したことにより、本制度における「都市計画実務専門家としての実務実績」を分かり易く整理するとともに、認定都市プランナーの認定にあたっての要件である実務実績件数として認められる「責任ある立場での実績」について認定都市プランナー制度評価委員会において、下記の表のように定めています。

実務を行なった機関の種類	(ア)	(イ)
	実務実績件数に該当する実務実績の内容**	うち、実務実績件数に該当する「責任のある立場の実務実績」の内容
民間機関等(フリーランスを含む)	A.都市計画分野**の調査、計画、事業等における受託業務	左記における実務実績の全体管理者**もしくは主担当者**
	B.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられているもの	左記における活動の全体管理者**もしくは主担当者**
	C.行政機関及び大学等教育機関における「実務実績」の内容と同様	行政機関及び大学等教育機関における「責任のある立場の実務実績」の内容と同様
行政機関	D.都市計画分野**における法制度、条例等の創設や見直し(第三者へ委託等した業務を除く)	担当部署における左記の実務実績の全体管理者**もしくは主担当者**
	E.都市計画事業の立ち上げ、事業化推進、合意形成等(第三者へ委託等した業務を除く)	担当部署における左記の実務実績の全体管理者**もしくは主担当者**
	F.都市計画分野**の調査、設計、事業に関わる委託調査の受託者と役割分担し、一体となって行う業務及び委託した業務の進行管理	担当部署における委託業務の受託者と一体となって行う業務の全体管理者**もしくは主担当者**
	G.担当部署が都市計画分野**の調査、計画、事業等を自ら実施しそれに従事したもの	左記における実務実績の全体管理者**もしくは主担当者**
	H.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられているもの	左記における実務実績の全体管理者**もしくは主担当者**
	I.民間機関及び大学等教育機関における「実務実績」の内容と同様	民間機関及び大学等教育機関における「責任のある立場の実務実績」の内容と同様
大学等研究教育機関	J.国、地方自治体等における都市計画分野**の審議会等**	左記の審議会等を設置する機関から委嘱を受けた委員
	K.国、地方自治体における都市計画分野**の計画策定等のために設置される会議、委員会等**	左記の会議等を設置する機関から委嘱を受けた委員
	L.都市計画分野に関わる研究室等への受託研究	左記の受託した業務の全体管理者**もしくは主担当者
	M.都市計画分野**に関わる公表済みの学会論文** <sup>(査読付き論文に限る)</sup> 、またはこれと同水準の内容を持つと認められる機関誌等における公表済みの招待論文	左記の筆頭著者もしくは責任著者
	N.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられているもの	左記の活動等の全体管理者**もしくは主担当者**
	O.民間機関及び行政機関における「実務実績」の内容と同様	民間機関及び行政機関における「責任のある立場の実務実績」の内容と同様

## ■4月の主な予定

- 4月 17 日(月) これからのまちづくり研究会 part2
- 4月 19 日(水) 第 211 理事会
- 4月 21 日(金) フォーラム部会
- 4月 24 日(月) 第 2 回全まち実行委員会(明治大学)